

学 長 決 定
令 和 2 年 4 月 1 日

学期について

長崎県立大学学則第 16 条第2項に規定する学期の開始日及び終了日について、次のとおりとする。

1. 各学期の開始日及び終了日については、次のとおりとする。

第1学期

開始日 4月1日
終了日 学年暦において定める日

第2学期

開始日 学年暦において定める日
終了日 9月30日

第3学期

開始日 10月1日
終了日 学年暦において定める日

第4学期

開始日 学年暦において定める日
終了日 3月31日

2. 実施時期

令和2年4月1日